

諮問庁：独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日：平成29年1月5日（平成29年（独情）諮問第1号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（独情）答申第49号）

事件名：障害者雇用状況調及び障害者調（平成24年から平成28年まで）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月28日付け労健安収第3252号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、その一部について諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申では当該部分の内容は記載しない。

（1）審査請求書

ア 審査請求書（平成28年12月1日付け）

（ア）趣旨

法律に従い全てを開示すること。

（イ）理由

審査請求人は、特定労災病院における情報をわかりやすく開示請求しているのであるが、訳の分からない文書の開示決定と、文書が存在しているのに、存在しないから不開示としている。意味が解らない開示請求に係る処理の仕方である。今一度、行政不服審査法等を理解して、諮問庁へ諮問することを求める。特に、院内通信文書等は実際に閲覧しているし、当時、持ち帰っている。他の来院者も

知っていることであり、不存在はあり得ない。速やかに、全てを開示する事を求める。「機微」等審査請求には関係しない。

(本答申では添付資料は省略)

イ 平成28年12月1日付け審査請求書の補充書面

機構に開示請求している法人文書について、もう少し詳しく主張する。(必要としている文書のこと)

(ア) 審査請求人は特定労災病院についての法人文書のみを開示請求しているが、何故か、組織全体でのものにすり替えられている。これは、意図的なものである事に他ならないと考える。

理由として、おそらくは特定労災病院についての文書のみを開示すると、「やましい事実を知られてしまう」という意識が働き、全体のものを開示するという形に替えて、闇の部分の隠しているつもりと考える事ができる。これは、とても古い手法である。(必要とするものを同色全体で隠し、知られたくない事実を隠す行為) もう一つの理由として、審査請求に対抗しうる行為であるとも考えられる。とりあえず、法人文書を開示(全体的なものでカバーしたと解釈されることを狙ったもの)する事で審査請求の却下を狙ったものと考えられる。

(イ) 請求もしていない、関係のない文書を開示されても困るし、意味がない。又、通常よりも多額の金を支払う事も大変迷惑である。(開示決定通知書の内容が大変不自然であるし、意味が解らない。)

特定労災病院で勤務の障害者数と、その雇用率は「機構」本部にても解っている事だし、報告書等も提出を受けているはずである。下部組織の特定労災病院に、丸投げしている事実についても不思議であり、大変に不自然である。

文書の開示請求は「機構」本部に対して行なっているということ、本部にある特定労災病院についての当該文書も開示すべきである。開示請求とはそういう事でもある。「文書一切」とは、全ての関係文書を指すものである。

(ウ) 特定広報誌A等について(特定年分)

特定職職員が、身体障害者の診断を受け、その手帳の交付を受けたと明記していた。この通信文書等が「不存在」であれば、上記の事実を審査請求人は知り得ないのである。さらに、其の通信文書等には特定労災病院での障害者の雇用率が書かれていたのであり、無償で来院者全員に配布していた。(院内のみで取得が可能で、棚に置いていたもの。有償ではない)一番大切な事として審査請求人は、それを自宅に持ち帰っているということ。「不存在」とされた事に

ついて、存在していた事実として明確に説明するが、院内通信文書等（特定広報誌A等）に特定職職員が、身体障害者手帳を取得した事により、厚生労働省より指摘されていた（新聞発表あり）障害者雇用率を達成し、自身の高速道路の通行料が「安くなった」と、自慢していた事が明記されていた事である。特定職職員の障害者級、要因等も書かれていた。（診断書を書いた医師名は通信文書に書かれていたが伏せておく）あまりに簡単に診断書を書いた事について、おかしいと審査請求人はその事について意見を書いた院内用紙（記名あり）を院内の意見書箱に投函している。

- (エ) 障害者として雇用されている者の賃金等は一番高い者から一番低い者までを開示しなければいけない。（氏名は不要）「機構」は国民の税金で資本金を出して設立された法人組織であり、その勤務する者は公務とみなされるのである。公職にある者は、総理大臣でさえも報酬等を公表している。だから、採用時には誓約書の提出が絶対的に求められている。適用除外はない。

いずれにしても、「不存在」とされている法人文書は、開示をしなければいけない。なぜならば、存在しているし不開示とする具体的な理由は、当該法律に照らし合わせても無い。ただ、保存期間が過ぎたとか、開示のできない具体的な事実が理由として本当にあるのなら、それは仕方のない事である。（不存在であれば、その理由は開示請求者に提示しなければならない。根拠は行政手続法8条である。）

- (オ) 独立行政法人に対する審査請求は基本的に、総務省の情報公開審査会に諮問される事になっているので、その答申を尊重する事とする。（総務省行政管理局職員の解説）

時々、正当な理由もなく、諮問もしないで知らん顔で裁決を出す組織が見受けられる事があるが、ばれた時には大変な事となる。尚、独立行政法人は、行政不服審査法上、「行政機関」と位置付けられている法人組織である。（特定管区行政評価局職員に確認済み）

添付資料

行政不服審査法関連三法について 平成26年6月 総務省行政管理局

- (本答申では添付資料は省略)

ウ 平成28年12月1日付け審査請求書の補充書面(II)

行政手続法による法人文書開示請求について、機構本部や下部組織の特定労災病院がよく理解していないようなので、追加の資料等を提出する。

提出する資料は総務省等がインターネットで公表しているものであ

る。

一番問題なのは、不開示の理由を「存在していない」と逃げているところである。「存在していない」事の理由を開示請求者に書面にて、提示しなければいけないことは行政手続法 8 条が根拠となっている。通常は「不開示」＝「存在しない」という表現や意味が含まれている。他にも「不適切」がある。開示請求者等としては煙に巻かれたような気になる。もう少し、丁寧にマニュアルを理解しつつ、開示請求の業務を実施しなければ、国民に対する背信行為と捉えかねない。更には、請求もしていない法人文書の不開示理由を意味もなく、縷々、主張していることは理解できない。請求された文書、且つ、当該必要な文書だけを開示すれば十分足りる。余計なものには金は払えない。払う必要もない。

法 5 条 1 号のハには例外規定が明記されている。

障害者の中には特定職職員も含まれており、これは特定職職員自身が公表している事柄（患者等なら誰でも手に入る無料の院内通信文書等）。特定の権限を持ち、相応の報酬を受けているだろうし、特定職は職務遂行に係る情報であるから、当該情報のうち、当該公務員の職、及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当する。

特定職職員として特定行為ができる。権限等が有るのか無いのかわからないが、事実行為として「力」を持っている。

添付資料

- ① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- ② 総務省 情報公開の概要
- ③ 総官官第 1 3 号 平成 1 7 年 4 月 2 8 日 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の徹底等について
- ③－1 参考資料
- ④ 不服申し立て事案の事務処理の迅速化について
- ⑤ 情報開示審査基準
- ⑥ 総官官第 4 2 号 平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等及び情報公開審査会への諮問の早期実施について

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書（陳述書）

ア 総務省より、「平成 2 2 年度末を目途に、個々の労災病院ごとに、政策医療に係わる機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること」と義務付けられている。

イ 総務省より上記の件で、「平成23年度における業務実績評価の状況」で労働者健康福祉機構は「個々の病院単位ごとの政策医療事情、経営状況等の検証を行い、その結果を公表するとともに、労災指定医療機関をはじめとした地域医療機関へのニーズ調査及びその結果を踏まえた」と発表している。

ウ 報道資料により、障害者雇用関係は各労働局のハローワークで行なっている。総務省特定管区行政評価局は、公共職業安定所に関する行政相談を管内労働局に対する調査を行なっている。すなわち、個別に対応しているということである。もちろん統計もそれぞれで集計しているという事である。

エ ところで、総務省訓令第126号、平成13年3月30日、片山虎之助「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」を拝読すると、5ページ目に「法令の規定により公にされている情報等（法5条1号イ）について」に詳しく解説されている。インターネット等で配信、公表されているものは公衆が知り得る状態に置かれていれば足りるとされ、現に周知の事実であるかどうか問わないとされている。

そして、6ページ上段に「公務員等」に関する情報の取り扱いについても詳しく解説がなされている。在籍の役職員が障害者手帳を取得し、それにより特定労災病院の障害者雇用率を組織的に取り組み、目標を達成したのであるならばそれは、職務に関する行為であるとともに、公権力の行使であるともいえる。（障害者を雇用すると助成金がもらえる）職務遂行に係わる情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。よって、特定職職員は自身が障害者手帳を取得し、障害者雇用率（2.3%）を達成したと、且つ、「高速料金が安くなった」と自慢し、そして、国民に対して障害者手帳を取得する為の手法、手続きを勧めていたのである。（審査請求人には、そそのかしていると思えた。）他にも縷々述べており、これらを院内通信文書（特定広報誌A等）で公表（掲示板による張り出し含む）しているのだから堂々と名前を開示されても支障はない。審査請求人は穴があくくらい、それをじっくりと読んだ。そして、外来窓口下の棚にあったその院内通信文書を持ち帰った。（特定年当時）

特定職職員の障害者手帳を職権にて確認すればよい。身体障害者診断書も含めて。

オ 審査請求人は院内通信文書等は発信されれば必ず目を通していた。後に知ったことはインターネットでもホームページで配信、公表され

ているという事実だった。公職についている者には「機微」等関係はしない。

一番に忘れてはいけないことは、審査請求人は特定労災病院分についてのみ開示請求しているのであって、機構全体のものを請求しているのではない。全体的なものは既にインターネットで厚労省より発表されている。（平成24年～平成28年まで障害者数及び雇用率）

厚労省発表の資料では、障害者数が1名や2名である独立行政法人であっても、きちんとその数を公表している。もちろん障害者人物の特定は容易である。障害者職員もそれは各自、承知していると思う。

カ 以上の事実からして、請求している文書は開示されなければならない。

添付資料

資料⑦ 総務省 独立行政法人労働者健康福祉機構

説明：平成22年度末を目途に労災病院個々に経営状況等について結果を公表することになっているということ。（9ページ「3」）

資料⑧ 総務省 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

説明：労働者健康福祉機構は平成23年度、経営状況等を個々の病院単位ごとにその結果を公表したことを評価されていたこと。

資料⑨ 総務省 報道資料

説明：障害者雇用等の斡旋や相談は個々の労働局で行われているもの。集計も個々にて行われていること。

資料⑩ 総務省訓令第126号

説明：慣行として公にされているものや、当該情報が現に公衆が知り得る状態、に置かれていれば開示されるということ。現に周知の事実があるかどうかを問わないということ。

資料⑪ 特定資料（諮問庁の閲覧を不可とするもの）

資料⑫ 平成24年障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

資料⑬ 平成25年障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

資料⑭ 平成26年障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

資料⑮ 平成27年障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

資料⑯ 平成28年障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）

資料⑰ 特定労働局 平成28年障害者雇用状況の集計結果（重度障害者数等が明記されている）

資料⑱ 特定労働局 平成27年障害者雇用状況の集計結果（重度障害者数等が明記されている）

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

下記の理由により、原処分維持が適当と考える。

1 「障害者雇用状況調及び障害者調（平成24年から平成28年まで）」の一部開示決定

障害者であることやその程度や種類等については通常人に知られたくない機微な情報であることを踏まえ、特定の個人を識別することはできない情報であっても、限られた区域内における情報であることから、障害者の人数、障害の程度、種類、採用時期等を公にすることによって、外見から個人が障害者であると推認されるおそれ、知人等の一定の関係者には他の情報と組み合わせて個人が特定され、あるいは、障害者であると推認されるおそれがある情報については、個人の権利利益が害されるおそれがあると判断し、法5条1号に規定する不開示情報であると判断し、一部不開示とした。

2 「高収入障害者職員と低収入障害者職員との賃金収入差が分かる文書一切。（平成28年度）」、「障害者雇用率、障害者雇用数が書かれている院内通信文書、特定広報誌Aと特定広報誌B（平成24年から平成28年までのもの）」の不開示決定

当該文書については、作成又は取得しておらず、文書が存在しないことから不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年12月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成30年1月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示

すべきであるとして、原処分を取消しを求めていると解されるどころ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求文書1について

(ア) 請求文書1については、障害者職員及びその役職についての人事情報は非常に機微な情報であり、特定労災病院においては障害者関連の法人文書は総務課の人事担当のみが厳重に管理することとしているため、原処分においては、同課内の法人文書を重点的に搜索し、機構本部の障害者雇用専門職宛てに報告を行っている「障害者雇用状況調査」の「障害者雇用状況調」及び同「障害者調」の2文書（本件対象文書）を、開示請求の対象として特定したものである。特定労災病院のその他の部署においては、障害者が所属する各部署を含め、障害者関連の法人文書は一切保管していない。また、特定労災病院総務課において、本件対象文書の外に請求文書1の請求内容に合致すると判断し得る文書の保有は確認されなかった。

(イ) さらに、機構本部において特定労災病院を含む各施設から提出された報告を取りまとめている障害者雇用専門職の保管するファイルも探索範囲としたが、施設から提出された報告以外には請求に合致する法人文書を作成及び保管しておらず、また、機構本部では業務分掌により、障害者雇用専門職以外の部署では障害者に関する法人文書を保管していないため、機構本部において保有が確認された請求に合致する文書は、本件対象文書と同一の文書のみであった。

(ウ) 審査請求人は、「特定労災病院についての法人文書のみを開示請求しているが、何故か、組織全体でのものにすり替えられている。」、「請求もしていない、関係のない文書を開示されても困るし、意味がない。又、通常よりも多額の金を支払う事も大変迷惑である。」等と主張する一方で、「特定労災病院で勤務の障害者数と、その雇用率は「機構」本部にでも解っている事だし、報告書等も提出を受けているはずである。」、「文書の開示請求は「機構」本部に対して行なっているということ、本部にある特定労災病院についての当該文書も開示すべきである。」等とも主張しているが、諮問庁としては、上記（ア）及び（イ）の理由から、本件対象文書以外に請求に合致する文書は存在しないと判断したものである。

イ 請求文書 2 について

(ア) 請求文書 2 については、高収入障害者職員と低収入障害者職員との賃金収入差が分かるためには、少なくとも 2 人以上の給与支給額が記載されていることが必要であり、かつその複数の職員が障害者であることを知るために、障害者であることの情報が併記された文書であると解されることから、探索の範囲は、特定労災病院の職員の給与に関する法人文書を院内で唯一保管する総務課給与担当者のファイルとした。この範囲に限ったのは、給与支給額等は秘匿性の高い情報であり、これが記載されている文書は、特定労災病院内において給与担当者以外の部署では一切保管していないからである。

(イ) 探索の結果、「特定労災病院が平成 28 年度に給与を支給した職員のうち、複数又は全員の職員の給与支給額が一覧となっている法人文書」に該当するものとしては、「平成 28 年度給与支給台帳」、「平成 28 年度給与台帳」の保有が認められたが、当該各文書には、請求文言の「賃金収入」に当たる「給与支給額」の記載はあるものの、その支給された職員が「障害者であるか否か」についての情報が併記されてはならず、そのため、請求文言に合致する文書とはいえないと判断した。

また、給与担当者において、給与業務上、その職員が障害者であるか否かという情報を取り扱う必要はない。業務上不要な情報を保有することのないよう規定しており、総務課給与担当者は障害者に関する情報を含んだ法人文書を作成及び保管していない。

(ウ) 以上のことから、請求文書 2 については、請求に合致する文書は不存在であると判断した。

ウ 請求文書 3 について

(ア) 請求文書 3 については、特定労災病院が保管する文書のうち、障害者雇用率と障害者雇用数が記載されている広報誌（例示された各文書を含む）及び特定労災病院の職員に向けて発信する「院内報」であると解されたため、特定労災病院の広報担当である総務課において保管している「広報誌」ファイル及び「院内報綴り」ファイルを検索の範囲とした。

なお、特定広報誌 A は、患者向けに特定労災病院に関する様々な情報やお知らせを発信している広報誌であり、特定労災病院の診療科前、病棟デイルームに設置し、来院者は自由に持ち帰ることができる。また、特定広報誌 B は、院外関係者（医師会、連携開業医、老健施設、企業等）向けに発行している広報誌であり、病院から院外関係者に直接郵送している。

(イ) 各広報誌の保存期間は 3 年間、院内報の保存期間は 1 年と定めて

いるが、業務上使用するため、一部保存期間を延長しており、請求文言で指定された「平成24年から平成28年までのもの」は全て保管している。それぞれの法人文書ファイル内を搜索したが、請求に合致する「障害者雇用率、障害者雇用数が書かれている」文書は見つからなかった。

なお、特定日発行の特定広報誌A特定号には「審査請求書の補充書面」に書かれているような、身体障害者手帳の取得や高速道路料金の割引に関する記載とともに、障害者雇用促進法による労災病院等の特殊法人の法定雇用率は2.3%であること、また、特定労災病院がその法定雇用率を達成したということが記載されているが、特定労災病院の実際の障害者雇用率、障害者雇用数は記載されておらず、請求文言に合致する文書とはいえないと判断した。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

諮問庁は、特定日発行の特定広報誌A特定号（別紙の3に掲げる文書）には特定労災病院の実際の障害者雇用率、障害者雇用数は記載されておらず、請求文書3には該当しないと判断した旨説明するが、請求文書3に係る開示請求書の記載は別紙の1のとおりであって、特定労災病院の障害者雇用数又は雇用率の数値の記載に限る趣旨と解することはできず、審査請求書等において述べられた請求文書3に関する請求経緯等に鑑みれば、当該文書は請求文書3に該当すると認められる。

また、その余の諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、特定労災病院において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1の不開示部分について

本件対象文書を見分すると、文書1において不開示とされた部分は、各調査時点における特定労災病院に雇用されている障害を有する職員の人数（障害の種類・程度及び勤務時間の区分ごとに集計）、所定の計算方法により算出された雇用割合及び障害者の採用予定等の人数（公募予定、公募中、内定済、合計）、採用に向けた取組予定（具体的内容、日付、職種等）、既に雇用している者のうち退職見込がある者の人数が記載された部分であることが認められる。なお、障害者の採用予定等の人数、採用に向けた取組予定等については、平成26年9月26日時点の状況として機構本部に報告されたものから平成27年3月27日時点の状況として機構本部に報告されたものまでのみ記載されていることが

認められる。

文書1の不開示部分には、障害を有する職員（個人）の氏名等直接に個人を識別できる情報は記載されていないが、当該個人の知人、特定労災病院の利用者及び関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、障害の有無等に係る当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2の不開示部分について

本件対象文書を見分すると、文書2において不開示とされた部分は、各調査時点において特定労災病院に雇用されている障害を有する各職員の氏名、職種、雇用形態（勤務時間）、障害の種類、程度（等級）、業務内容等の記載であるところ、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、各職員の氏名は特定の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当することから同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると当該職員の知人、特定労災病院の利用者及び関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、障害の有無等に係る当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなって、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、特定労災病院において、本件対象文書の外に開示請

求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

請求文書 1 特定労災病院における障害者職員の数とそれぞれの役職が分かる文書一切。

※ 氏名は不要

平成 24 年	名
25 年	名
26 年	名
27 年	名
28 年	名

請求文書 2 高収入障害者職員と低収入障害者職員との賃金収入差が分かる文書一切。(平成 28 年度分)

請求文書 3 障害者雇用率, 障害者雇用数が書かれている院内通信文書, 特定広報誌 A と特定広報誌 B (平成 24 年から平成 28 年までのもの)

2 本件対象文書

特定労災病院が機構本部に報告を行った, 障害者雇用状況調査に係る下記の 2 文書

文書 1 障害者雇用状況調 (平成 24 年 6 月 1 日現在分ないし同 28 年 1 月 1 日現在分)

文書 2 障害者調 (同上)

3 本件開示請求の対象として特定すべき文書

特定日発行の特定広報誌 A 特定号